

藤枝市こども基本条例（案）

こどもは、次代を担うかけがえのない存在であり、計り知れない可能性を秘めた宝であります。

全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されなければなりません。そのために全ての市民は連携、協働してこどもに寄り添い、誰一人取り残すことなく、将来へ希望をもち、心と体が健やかに育つ環境づくりを推進する必要があります。

さらに、こども自身がこれらの権利を理解し、行使し、守られることで、権利が尊重され、こどもにやさしいまちの実現につながっていきます。

藤枝市は、豊かな自然に生まれ、安全で安心、便利な生活が送れる魅力あるまちを整備してきました。特にこども政策に関しては官民が一体となり、次代を担うこどもたちの健やかな成長を切れ目なく丁寧に支えてきています。

今を生きるこどもたちが、夢と希望を抱きながら幸せに暮らし、心身ともに健やかに成長することは切なる願いであります。その成長を市民全体で相互に連携、協働して支え、明るい未来へ導き、生まれ育ったこのまちにいつまでも住み続けたいと思えるよう、こどもにやさしいまちを目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、全てのこどもを尊重し、こどもの権利並びに保護者、市、学校等、地域住民等及び事業者（以下「市等」という。）の責務を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、こどもたちが安全に、かつ、安心して健やかに育つまち、こどもにやさしいまちを実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 若者 中学生年代から 40 歳未満の者をいう。

- (3) 保護者 親及び子どもを現に養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育所、認定子ども園その他子どもが学び、育つための施設並びにこれらの関係者及び組織をいう。
- (5) 地域住民等 子どもが生活する地域の住民及び団体をいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む全ての事業者及び団体をいう。
- (7) 関係機関 他の地方公共団体、警察、医療機関等をいう。

第2章 こどもの権利の保障

(安心して健康に生きる権利)

第3条 こどもは、安全に、かつ、安心して健康に生きるため、次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって大切に育まれること。
- (3) 差別又は不当な扱いを受けないこと。
- (4) 虐待、体罰、いじめなどあらゆる暴力を受けないこと。
- (5) 健康が保たれ、適切な医療を受けられること。

(自ら守り、守られ、育まれる権利)

第4条 こどもは、自分を守り、又は自分が守られ、若しくは育まれ、健やかに成長するため、次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学び、遊び、及び心身ともに休息することができること。
- (2) 文化、芸術及びスポーツに触れ、親しむこと。
- (3) 社会全体から必要な支援を受けられること。
- (4) 成長が妨げられる状況から保護されること。
- (5) 悩み又は困りごとについて、相談をし、又は助言その他必要な支援を受けられること。

(個性が尊重され自分らしく生きる権利)

第5条 こどもは、その個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の存在を認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分の考えを年齢、成長及び発達に応じて自由に表現し、尊重されること。
- (3) プライバシー及び名誉が守られること。

(社会に参加する権利)

第6条 こどもは、自分に関わることについて意見を述べ、社会に参加するために、次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の意見を表明する機会が与えられ、その意見が尊重されること。
- (2) 参加に当たって、必要な知識や情報を得るための支援が受けられること。
- (3) 自由に仲間を作り、集い、及び活動すること。

第3章 こどもの権利を保障するための責務

(保護者の責務)

第7条 保護者は、こどもの養育及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、必要に応じて市等に相談し、支援を求め、こどもの年齢及び発達に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解し、自らの権利と同様に、他者の権利を尊重できるよう支援に努めるものとする。
- 3 保護者は、こどもとの時間を大切にし、こどもが健やかに育つよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関と連携、協働して、こどもに関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、保護者、学校等、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(学校等の責務)

第9条 学校等は、こども一人一人の発達に応じて、こどもが主体的に学び、健やかに育つことができる環境をつくとともに、必要な支援に努めるものとする。

- 2 学校等は、こどもが自らの権利を理解し、他者の権利を尊重し、ともに学ぶことができるよう、必要な支援に努めるものとする。
- 3 学校等は、こどもが様々な経験を通して成長できるよう、適切な支援に努めるものとする。

(地域住民等の責務)

第10条 地域住民等は、市及び学校等と協働してこどもが安全に、かつ、安心して豊かな心と体を育むことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の責務)

第 1 1 条 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、ともに働く従業員の子育てに対する理解を深め、意識向上に努めるものとする。

第 4 章 こどもにやさしいまちづくりの推進

(「こども本位」の環境づくりの推進)

第 1 2 条 市は、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関と協働して、こどもが健やかに育つ環境づくりや、こどもの気持ちを受け止め、こどもの権利が尊重されるやさしいまちづくりを推進するものとする。

(健やかな成長の支援)

第 1 3 条 市は、この条例に基づくこどもに関する施策を推進するため、計画を定め健やかな成長に必要な支援をするものとする。

(切れ目のない包括的な支援)

第 1 4 条 市は、妊娠婦から若者まで一貫した包括的なきめ細やかで切れ目のない伴走型支援を推進するものとする。

(誰一人取り残さない教育の推進)

第 1 5 条 市は、全てのこどもたちが誰一人取り残されることなく、ともに教育を受け、一人一人が夢や希望を持ち、生き生きと学び、健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。

(こどもに関する施策の推進)

第 1 6 条 市は、こどもに関する施策の幅広い展開及びより一層の充実を図るために、医療、教育、福祉等の分野との連携及び調整を図りつつ、総合的かつ計画的に施策を推進するものとする。

2 市は、こどもに関する施策の推進に当たっては、こどもや保護者等の意見を聴くものとする。

(虐待及び体罰の防止)

第 1 7 条 市等は、虐待及び体罰を防止及び予防するために必要な対策を講じるとともに、関係機関と連携し、虐待及び体罰の防止及び早期発見に努めるものとする。

2 市は、虐待及び体罰の連絡があった場合は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係機関等と情報を共有、協働して必要な支援を行うものとする。

- 3 関係機関等は、虐待及び体罰を受けたこどもに対し、こどもが施設等に保護され、又は入所している間においてもこどもの権利が保障されるよう努めるものとする。

(いじめの防止)

第18条 市等は、いじめの防止及び早期発見に努めるものとする。

- 2 学校等は、いじめを受けたこども及び保護者に適切な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景等に配慮した上で指導又はその保護者に対して助言を行うものとする。

(貧困の防止)

第19条 市等は、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、こどもの貧困防止に取り組むものとする。

(こどもの社会参加・意見表明)

第20条 市等は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど、社会に参画する機会を設けるよう努めるものとする。

- 2 市は、こどもに関する施策について、こどもが意見等を表明し、参画する機会を確保するものとする。
- 3 学校等及び地域住民等は、学校等の行事や地域活動に関して、こどもが意見等を表明し、参画する機会の確保に努めるものとする。

(こどもの居場所づくり)

第21条 市等は、こどもが自分らしく安心して過ごすこと及び様々な体験を通して、豊かな人間性を育むことができる居場所づくりに努めるものとする。

- 2 市等は、こどもの居場所づくりに当たって、豊かな自然や様々な人と触れ合い、多様な体験ができるよう助言又は必要な支援に努めるものとする。

(多様性の尊重)

第22条 市等は、こどもが国籍、性別、宗教、障害等を理由としたあらゆる差別等を受けることがないように、その多様性を尊重するものとする。

- 2 市等は、こどもに対し、偏見に基づくあらゆる差別その他不当な扱いが生まれないよう、その多様性に対する理解を深め、広めるよう努めるものとする。

第5章 市民への周知・啓発

(市民への周知・啓発)

第23条 市は、こどもの権利に関する市民の理解を深めるため、必要な周知及び啓発を行うものとする。

第 6 章 施策の評価

(報告)

第 24 条 市は、こどもの権利を守り、こどもに関する施策の充実を図るため、こどもに関する施策等の推進状況について藤枝市子ども・子育て会議（藤枝市子ども・子育て会議条例（平成 25 年藤枝市条例第 27 号）第 1 条に規定する藤枝市子ども・子育て会議をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

(評価・検証)

第 25 条 藤枝市子ども・子育て会議は、こどもに関する施策等の推進状況について、評価及び検証をし、その結果を市が公表するものとする。

第 7 章 こどもの権利侵害からの救済

(こどもの権利侵害からの救済)

第 26 条 市は、こどもの権利侵害に関する相談又は救済について、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関と連携を図るとともに、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮し対応するものとする。

第 8 章 雑則

(その他の事項)

第 27 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、 年 月 日から施行する。